

「目黒区隣接学校希望入学制度検証委員会」報告書

平成29年3月

目黒区隣接学校希望入学制度検証委員会

目 次

1 検証の目的	P 1
2 検証の進め方	P 1
3 検証	
(1) 視点1 隣接学校希望入学制度に関するアンケート結果について	P 2
(2) 視点2 隣接学校希望入学制度の運用状況について	P 2
(3) 視点3 地域性への影響について	P 3
(4) 視点4 他区の状況について	P 4
(5) 検証のまとめ	P 4
4 付帯意見	P 4
資料編	P 7

1 検証の目的

本区では、区立小・中学校への就学について指定校を基本とした上で、保護者の意向への配慮と学校選択の機会確保、また、学校生活の充実と魅力ある学校づくりの推進を目的として、中学校は平成15年度入学から、小学校は17年度入学から隣接学校希望入学制度（以下「制度」という）を実施している。

制度の開始後約10年が経過した平成26年度には、保護者、地域関係者、教職員を対象とした大規模なアンケート調査を実施して検証を行い、制度の実施目的については一定の達成状況にあることを取りまとめたところである。

一方、他校への希望集中による一部の学校の小規模化など、制度が要因の一つと考えられる従前からの課題は継続してしまっている。さらに、近年区内の児童数は増加傾向にあり、小学校について制度による合計受入れ人数が減少し続けていること、かつ、受入れできない小学校数が増加していることなど、制度の根幹に係る新たな課題が発生している。

このように、制度を取り巻く状況が急激に変化してきたことから、本制度に関して、改めて見直しの必要性について検証することとしたものである。

2 検証の進め方

平成26年度に取りまとめた隣接学校希望入学制度に関するアンケートの実施結果を基礎資料とし、学識経験者、PTA代表、地域関係者、校長会代表等を構成員とする「目黒区隣接学校希望入学制度検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、次の視点から検証作業を行うこととした。

(1) 視点1 隣接学校希望入学制度に関するアンケート結果について

平成26年度に実施した、制度の実施目的の達成状況を把握するためのアンケート結果では、制度については利用した保護者を中心に支持が高く、また、制度運用を続けている中で、魅力ある開かれた学校づくりが進んでいるとの回答割合が高めであったことから、制度目的は、一定の達成状況にあると結論付けたところである。

一方、一部の学校の小規模化などへの影響を懸念する声が継続的にあることなどを踏まえ、あらためて本アンケート結果について分析を行う。

(2) 視点2 隣接学校希望入学制度の運用状況について

入学の指定は通学区域の指定校を基本とした上で、保護者の意向への配慮と学校選択の機会の確保、また、学校生活の充実と魅力ある学校づくりの推進を目指して、隣接学校希望入学制度を実施している。受入人数は、原則35人とし、年度ごとに各学校の施設状況等により決定しているところであるが、近年の制度の具体的な実施結果の観点から、制度の運用状況について検証を行う。

(3) 視点3 地域性への影響について

家庭、学校、地域団体等が地域全体で児童・生徒を支援し、安全で安心できる環境づくりに努め、子どもたちの成長を見守っている。

一方、隣接学校希望入学制度を実施しており、通学区域を超えて通学している児童・生徒がいることを踏まえ、あらためて地域性への影響について検証を

行う。

(4) 視点4 他区等の状況について

特別区等における学校選択制の実施の有無や実施内容など制度を取り巻く状況や、具体的に学校選択制を廃止した杉並区の指定校変更制度を調査・研究しながら、制度の代替手法の観点について検証を行う。

(5) 検証のまとめ

視点1から4までの各視点からの検証作業の結果を踏まえ、検証のまとめを行う。

3 検証

(1) 視点1 隣接学校希望入学制度に関するアンケート結果について

本アンケートの「今後の制度のあり方について」の回答結果を検証すると、隣接制度を利用した保護者では、「現行のまま続けたほうがよい」と「現行の制度の一部を見直して続けたほうがよい」の合計が小学校で83%、中学校で82%となっている。また、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者でも、「現行のまま続けたほうがよい」と「現行の制度の一部を見直して続けたほうがよい」の合計が小学校で55%、中学校で57%と半数を超えており、小・中学校ともに、今後も制度の継続を希望する回答が多数を占めている。

一方、地域関係者においては、「現行のまま続けたほうがよい」と「現行の制度の一部を見直して続けたほうがよい」の合計が42%、「やめたほうがよい」と「どちらかというをやめたほうがよい」の合計が37%となり、継続と廃止の回答が拮抗している。

このように、保護者からは制度を継続する要望が高く、地域関係者では制度継続の要望が廃止の要望を若干上回る結果となっている。

また、「現行の制度の一部を見直して続けたほうがよい」との回答が、保護者では14～19%、地域関係者では26%を占めているが、本アンケートでは、制度の一部を具体的にどう見直すかの内容を聞いていないため、このアンケート結果をもって見直しの必要性の有無を直ちに判断することは難しいと考える。

(2) 視点2 隣接学校希望入学制度の運用状況について

ア 一部学校の小規模化について

隣接学校希望入学制度では、指定校に隣接する学校への入学を希望できるため、学校間の入学者数に格差が生じ、一部の学校の小規模化の要因の一つとなっているという意見がある。また、一度単学級になった学校は、翌年以降も単学級が継続した事例もある。しかし、小規模化の原因が全て隣接学校希望入学制度にあるとは言えず、小規模化に伴う様々な課題へは、個々に支援を検討することが必要である。制度を見直せば小規模化は解消するとは断定できないものであり、現在、制度を実施している中で、小規模化については、制度と別の視点で様々な角度から支援を検討する必要がある。

イ 学齢児童数の増加等による制度利用者数の減少について

近年、目黒区では学齢児童数が増加傾向にあり、区立小学校の在籍児童数も年々増加している。児童数の増加は、学級数にも影響するため、学校施設の状態により、児童の受け入れを学区域児童に限定せざるを得ない学校が増えている。このことは、隣接小学校希望入学制度の受入人数にも影響しており、平成29年度は小学校で9校が受入枠0人、6校が受入枠上限の35人を下回る受入人数となっている。このように、小学校においては、受入れ人数の大幅な減少や、受入れできない学校数の増加など新たな課題が発生している。

年 度	a:対象者数	b:申込者数	c:申込率(b/a)	d:利用者数	e:利用率(d/a)
27年度	1,841人	289人	15.70%	154人	8.37%
28年度	1,953人	219人	11.21%	116人	5.94%
29年度	2,027人	179人	8.83%	97人	4.79%

ウ 私立中学校等の入学による制度利用者数への影響について

区立中学校においては、過去3年間で平成28年度の大鳥中学校の15人を除いて、全校が受入枠の上限となる35人の受入枠を設定できており、小学校に比べて学校選択の幅は大きく変化していない。しかしながら、制度申込者の中には私立中学校等を受験する生徒が多いため、私立中学校等の受験結果が、制度を利用して隣接校に入学する生徒数に影響を与えることとなり、最終的な入学者数の増加にはつながっていない。

一方で、制度によって複数の中学校から（指定校と隣接校）入学先を選択希望できるため、区立中学校全体の入学者数の確保に対しては一定の効果があるものと推測する。

年 度	a:対象者数	b:申込者数	c:申込率(b/a)	d:利用者数	e:利用率(d/a)
27年度	1,585人	327人	20.63%	126人	7.95%
28年度	1,640人	311人	18.96%	94人	5.73%
29年度	1,620人	322人	19.88%	116人	7.16%

(3) 視点3 地域性への影響について

本区における隣接学校希望入学制度は、隣接学校のみを希望できる限定した学校選択制として、区内の地域性に一定の配慮をしながら運用してきたところである。しかし、制度を利用した多くの児童・生徒の通学距離が延びており、特に小学校児童については、安全・安心の観点から課題がある。また、制度を利用した児童・生徒の友達関係などは、通学する隣接学校が主になることから、地元地域の行事には参加しない傾向があり、居住地域内の子ども同士のつながりが薄れて

いる。

(4) 視点4 他区等の状況について

特別区の学校選択制実施状況について、26年度は19区が実施していたが、28年度は、杉並区、葛飾区が学校選択制を廃止し、17区の実施に減少している。学校選択制（隣接学校希望入学制度）を廃止した杉並区では、指定校変更制度に新たに認定事由7号「学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合」を新設し、学校選択の理由を志望理由書（作文）に書かせて必ず提出させる手続きに改正された。その結果、制度改正初年度（28年度向け新入学）の実施結果では希望者数が大幅に減少している。

また、平成28年12月に東京都教育庁が行った「学校選択制の実施状況等調査」によると、都内全区市町村のうち、制度の見直しを検討しているのは、小学校で4自治体、中学校で3自治体となっている。内訳は、廃止の検討が1自治体、選択できる学校範囲の検討が2自治体、その他の見直しが4自治体である。制度見直しの理由は、学校と地域の関係維持、登下校の安全確保、児童・生徒数に偏りが生じたため等となっており、目黒区でも課題として認識している内容である。

(5) 検証のまとめ

小学校では、これまでの課題であった一部学校の小規模化について、各学校の魅力づくりの取組に加え、近年の学齢児童数の増加に伴う受入不可の学校数の増加及び制度全体の受入枠の減少等の影響により、単学級となる学年数は減少している。一方、制度によって指定校以外に入学した場合、地域との関係性が希薄となることや、通学距離及び時間の延長に伴う通学上の安全・安心面において影響が出ている。

中学校では、全校が受入枠上限となる35人の受入枠を設け、生徒及び保護者の意向に配慮した学校選択の機会を確保できている。中学校入学時には子どもは成長し、本人の意志による学校選択が可能となり、部活動など学校の特色に応じた選択を希望するため、自由選択制など、より選択の幅を広くするための見直しが必要である。なお、制度の見直しを行う場合は、今後、実施が予定されている中学校の統廃合の検討についても配慮する必要がある。

このように、小・中学校ともに制度の見直しの必要性は認められるが、制度を取り巻く状況は、小学校と中学校で、大きく異なっていることから、制度の見直しの必要性については、小学校と中学校を分けて検討しなければならない。

4 付帯意見

検証委員会による検証作業の結果は、小学校、中学校ともに「隣接学校希望入学制度見直しの必要性がある」が、多数意見であった。

特に、近年の、小学校児童数の増加によって、受入数の減少や受け入れ出来ない小学校が増加していることなどから、引き続き制度の実施結果を踏まえながら、制度の検証を継続していく必要がある。

なお、隣接学校希望入学制度に関するアンケート結果についての検証における、「今後の制度のあり方について」の結果では、制度を続けたほうがよいとの回答割合が相対的に高くなっており、また、制度の一部を具体的にどう見直すかの内容は聞いていないことなどから、26年度のアンケート結果の検証で隣接学校希望入学制度見直しの必要性の結論を出すことは、直ちには難しいと考える。現在、26年度のアンケートから3年が経過しており、制度見直しに向けて新たにアンケートを実施した場合、前回とは異なる結果が出る可能性があるため、新たなアンケートの実施について検討すべきである。

以 上

資料編

目黒区隣接学校希望入学制度検証委員会設置要綱

平成28年9月1日付け目教学第5016号決定

(目的)

第1条 隣接学校希望入学制度(以下「制度」という。)の見直しの必要性を検証するため、目黒区隣接学校希望入学制度検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、制度について見直しの必要性を検証し、教育長へ報告する。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、委員会の設置の日から教育長への報告の日までとする。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

3 委員長は、教育次長をもって充て、会議を総理する。

4 副委員長は、学校運営課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議を補佐するため、企画経営部地域政策調査課長は、幹事として出席する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第6条 委員(学校長及び教育委員会事務局職員を除く。)については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校運営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	人数等
学識経験者	2人
PTA連合会	小学校1人
	中学校1人
住区住民会議	1人
町会・自治会	1人
青少年委員	1人
学校評議員	1人
校長会	小学校1人
	中学校1人
教育委員会事務局	教育次長
	学校統合推進課長
	学校運営課長
	学校施設計画課長
	教育指導課長

目黒区隣接学校希望入学制度検証委員会委員名簿

氏名	職	区分
鈴木 富樹	渋谷区教育委員会、元目黒区指導課長	学識経験者
市川 雅美	専門学校（竹早教員保育士養成所）教員、 元中根小校長	学識経験者
丸山 多恵	小P連書記（緑ヶ丘小会長）	小学校PTA連合会
岩間 丈正	中P連会長（東山中会長）	中学校PTA連合会
齋藤 信博	住区住民会議連絡協議会副会長 （月光原住区会長、向原東町会長）	住区住民会議 町会・自治会
鶴田 さつき	（月光原住区推薦）	青少年委員
田中 みさ子	緑ヶ丘小学校評議員 （目黒区就学相談員、元緑ヶ丘小校長）	学校評議員
秋山 美栄子	小学校校長会副会長（東山小校長）	小学校校長会
飯野 博史	（第八中校長）	中学校校長会
◎ 関根 義孝	教育次長	教育委員会事務局
増田 武	学校統合推進課長	教育委員会事務局
○ 佐藤 欣哉	学校運営課長	教育委員会事務局
照井 美奈子	学校施設計画課長	教育委員会事務局
田中 浩	教育指導課長	教育委員会事務局

◎委員長 ○副委員長

幹事

氏名	職	区分
橋本 隆志	地域政策調査課長	地域政策室

委員会開催日程

	日時・場所	検討テーマ
第1回	平成28年10月4日(火) 19時～20時30分 D会議室	○ 委員会の設置について ○ アンケート実施結果について ○ 制度の現状について
第2回	平成28年11月1日(火) 19時～20時30分 A会議室	○ 指定校変更制度について ○ 他区の状況等について
第3回	平成28年11月29日(火) 19時～20時30分 D会議室	○ 他区の状況等について ○ 課題整理について
第4回	平成28年12月20日(火) 19時～20時30分 D会議室	○ 目黒区の状況について ○ 見直しの必要性の検証について
第5回	平成29年2月10日(火) 19時～20時30分 D会議室	○ 検証結果まとめ検討